

前漢の御史大夫小考

——『史記』三王世家と元康五年詔書冊の解釈に関して——

米 田 健 志

序言

御史とは先秦時代から清代に至るまで、一貫して存在し続けた官職であり、その長官としての御史大夫は、秦・前漢・曹魏・隋・唐・遼・金・元・明等の各王朝において置かれた官職である。またその組織は後漢以降には御史台と称され、官僚の非違を取り締まる監察機関として重きな¹⁾した。漢代の御史と監察制度については、夙に桜井芳朗「御史制度の形成」があり、前近代中国における監察制度の起源として秦漢時代の御史制度を捉え、その組織と変遷を詳細に分析している。漢代の御史について、桜井氏の所説に基づいて簡略に示すならば次のとおりである。

前漢においては長官たる御史大夫の下に、御史丞・御史

中丞の二人の次官と御史四十五人とが置かれた。御史丞は御史大夫寺（御史府とも呼ばれる）において、御史三十人とともに百官のことを治め、これとは別に御史中丞は十五人の御史（侍御史と称される）を率いて、殿中の蘭台において図籍秘書を掌り、また各地方に置かれた監察官たる州刺史を監督した。やがて前漢末期から後漢初期にかけて、御史大夫は司空と改称されて太尉・司徒と並ぶ三公の一つとなり、御史府の御史三十人は廢止され、それに伴い殿中にあつた御史中丞・侍御史十五人は御史台を形成して、九寺の一つである少府に所屬することになる。御史台はこれ以降、幾多の変遷を経ながらも、清末に至るまで官僚の監察を掌る官庁として存在し続ける。

これが漢代の御史制度の概要だが、しかし桜井氏は長官

たる御史大夫については、「その配下の御史は監察を行ったが、御史大夫自身は監察官ではなかった」として、紙幅の大部分を実際に監察の任を担った御史中丞および侍御史に費やし、御史大夫の職掌については、宰相たる丞相を助ける「副丞相、即ち行政官」であったと指摘するにとどまる。要するに桜井氏の論考においては、御史大夫については詳細な検討がなされていないのである。³⁾

その後、御史大夫に関して新たな視点を提示したのが大庭脩氏である。大庭氏は居延出土の元康五年詔書冊および『史記』三王世家にみえる当時の公文書様式の分析を通じて、御史大夫は単なる行政官ではなく、皇帝の書記たる「草制の官」であり、政務の原案を作成していたと結論する。元康五年詔書冊の復原および三王世家の文書学的解説という、いずれも第一級の研究成果を踏まえてなされた大庭氏の所説は、すでに学界においても広く認められているといつてよい。⁵⁾

ただし私見では、大庭氏が用いた「草制官」という語には若干の誤解を生む余地があり、また政策原案の作成という職掌についても、なお補うべき点があると考ええる。以下、本稿では三王世家と元康五年詔書冊（以下、詔書冊と略称）

の再検討を通じて、前漢の御史大夫の担った職掌の一端について考えてみたい。⁶⁾

一、草制の官

大庭氏の御史大夫についての所説は次のようなものである。⁷⁾宣帝時代の元康五年（前六一年）の詔書冊にみえる夏至の行事の決定・施行過程をみれば御史大夫が、

事実上の具体策の原案を提示していることは明らかである。すなわち、御史府は政務執行の原案の作成に当たっていたのではないかと考えられる。

さらに、武帝元狩六年（前一七一年）に三皇子を諸侯王に封建する至った経緯を記録した三王世家においても、御史大夫は三皇子の封建という、

大綱の決定した政策の具体的な実現に関する原案を作成しているといえる。このように考えてみると、漢代の制書の多くが「制詔御史」の句で始まることにも意味を見出すべきで、皇帝は御史に対して方針を制書によって示し、実行案の計画進行を命じていることになる。

また御史大夫の変遷については、次のように概観する。

要するに御史は、本来王の側近に侍御する書記官であり、とりもなおさずいわゆる「草制の官」であつて、文書の起案にも当たつた。御史大夫はこれを統轄しており、御史府の拡大とともに殿中に侍する侍御史と、府にあつて本来の職務にあたる御史とに職分が分れ、殿中にある侍御史が監察の任を兼ねるようになって後は御史中丞の率いる監察官としての性格が強まり、一方、一般の御史の職務は尚書に代行されるようになっていった。その現実的傾向を踏まえて行なつた光武帝の改革であつたから、尚書令と御史中丞が二本の柱として、少府の中に異常に大きな地位を占めるに至つたと考えられる。

もとより桜井氏も、先秦時代の御史が王に侍御する書記であつたことに言及しているが、しかし大庭氏があらめてこの点を強調し、前漢時代においても御史大夫が皇帝の書記であると示したことは重要であり、御史大夫の本質を突いた指摘である。ただし問題は、それを表現するのに「草制の官」と言う語を用いた点にある。この点について筆者は、先に前漢の尚書の職掌を考察した際にも述べたが、8行論の

都合上あらためて私見を提示しておきたい。

大庭氏は「政策の具体的な実現に関する原案」を作成することを「草制」と表現するが、そもそも草制とは管見の限りでは唐代以降に現れる語であり、具体的な用例としては次のようなものがある。

遂に改めて舍人に命じて制を草せしむ。

〔旧唐書〕卷一三五・盧杞伝)

中書舍人に進む。……楚、制を草するに、其の辞に合にすべからざる所あり。

〔新唐書〕卷一六六・令狐楚伝)

すなわち草制とは、唐代においては中書舍人が行う「王言の起草」のことである。9王言の起草とは、皇帝が自らの意志を制書などの文書によつて表明するにあたって、中書舍人がその文案を練り書写することであり、要するに皇帝の代筆を意味する。唐公式令・制書式によれば、その際には年月日のうち日付部分を空欄にしておき、ここに皇帝が自ら日付を書き込むこと（御画日）によつて、制書としての公的な効力が付与されることになる。10

これに対して、大庭氏が政策原案の作成と見なしているのは、後掲の三王世家の上奏文Rや詔書冊の一〇・二七簡

D 六年三月戊申朔乙亥、御史臣光守尚書令・丞非、御史に下す、書到らば言へ。

E 丞相臣青翟・御史大夫臣湯……昧死して上言す、

大司馬去病、上疏して曰はく「……(上奏文Aを全文再録)

……」と。制して曰はく「御史に下せ」と(Cを再録)。

臣謹んで中二千石・二千石臣賀らと議すに、……昧

死して請ふ、皇子臣闕・臣且・臣胥を立てて諸侯王

と為さんことを。昧死して立つる所の国名を請ふ。

F 制して曰はく、……朕の不徳、海内未だ洽ねから

ざるに、乃ち未だ教成らざる者を以て疆ひて連城に

君とせよとは、即ち股肱何ぞ勤むるや。其れ更めて

議して列侯を以て之を家とせしめよ。

G 三月丙子、未央宮に奏す。

H 丞相臣青翟・御史大夫臣湯、昧死して言ふ、臣謹

んで列侯臣嬰齊・中二千石二千石臣賀・諫大夫博士

臣安らと議して曰はく、……皇子を家して列侯と為

すは、則ち尊卑相ひ踰へ、列位序を失ひ、以て統を

万世に垂るべからず。臣請ふらくは、臣闕・臣且・

臣胥を立てて諸侯王と為さんことを。

I 三月丙子、未央宮に奏す。

J 制して曰はく、……家するに列侯を以てすれば可なり。

K 四月戊寅、未央宮に奏す。

L 丞相臣青翟・御史大夫臣湯、昧死して言ふ、臣青

翟ら列侯・史二千石・諫大夫・博士臣慶らと議し

て、昧死して奏して皇子を立てて諸侯王と為さんこ

とを請ふ。制して曰はく「……(詔書Jを全文再録)……」

と。臣青翟・臣湯・博士臣將行ら伏して聞くならく、

……臣請ふらくは、臣闕・臣且・臣胥を立てて諸侯

王と為さんことを。

M 四月癸未、未央宮に奏す。

N 中に留めて下さす。

O 丞相臣青翟・太僕臣賀行御史大夫事¹²⁾……臣請

ふらくは、史官をして吉日を択び、礼儀を具して上

り、御史をして輿地圖を奏し、他は皆な前の故事の

如からしめんことを。

P 制して曰はく、可なり。

Q 四月丙申、未央宮に奏す。

R 太僕臣賀行御史大夫事、昧死して言ふ、太常臣充

言はく、卜するに四月二十八日乙巳に入れば、諸侯

王を立つべしと。臣昧死して輿地図を奏して、立つる所の国名を請ふ。礼儀は別に奏せん。臣昧死して請ふ。

S 制して曰はく、皇子閔を立てて斉王と為し、且を燕王と為し、胥を広陵王と為せ。

T 四月丁酉、未央宮に奏す。

U 六年四月戊寅朔癸卯、御史大夫湯丞相に下す。丞相は中二千石に下し、二千石は郡太守・諸侯相に下し、書を承けて事に従ひ、当用者に下すこと、律令の如くせよ。

V 維れ六年四月乙巳、皇帝、御史大夫湯をして廟に子閔を立てて斉王と為さしむ。……於戲、国を保ち民を艾むるは、敬まざるべけんや。王よ其れ之を戒めよや。

W 右は斉王の策なり。

* B・Dの「御史臣光守尚書令」とは、御史大夫の部下たる御史の某光が、尚書令の職務を兼任していること意味し、したがって、ここでは御史ではなく尚書令の職務を行っていることに注意されたい。

* 詔書Cの「御史に下せ」とは、御史大夫に案件Aを伝えて討議せしめよとの命令。

* Dの「書到らば言へ」とは、案件についての討議の結果を復命せよという伝達文言である。

この一連の文書の遣り取りのうち、詔書すなわち草制の官が起草した部分は、C・F・J・S・Vということにな。なお、Pの「制して曰はく、可なり」については、唐公式令・制書式の「可御画」、すなわち制書発布にあたって皇帝が裁可の証として「可」字を自ら書き込むという規定から類推するならば、漢代においても皇帝が「可」字を自署した可能性がある。ともあれ、ここに御史大夫と尚書がどのように関わっていたのだが、それを知るための手がかりとして、『漢書』卷四六・石建伝の次の記事がある。

建、郎中令と為りて、事を奏して下さる（注・師古曰はく、建に奏する所ありて報下を被るなり）。建之を読みて、驚恐して曰はく「馬を書するは尾とともにして五なり（注・師古曰はく、馬字は下曲する者を尾と為し、並びに四点を四足と為して、凡そ五なり）、今は乃ち四のみにして、足らざること一、讎を獲て死せん」と。其の謹慎たること、他と雖も皆な是の如し。

つまり、皇帝より報下13された自らの上奏文を見た石建が、「馬」という文字の「一画が足りない」という誤字に気づき恐

懼したという話なのだが、ここから、上奏文が皇帝から報下される際には、臣下が書写した上奏文自体がそのまま用いられたことが解る。¹⁴ 三王世家においても、霍去病の上奏文Aはそれがそのまま御史に下され、群臣はそれをもとに討議を行ったのであろう。さればこそ討議の結果を報告する上奏文Eの中にAの全文が再録され得るのである。¹⁵ その際にはAはそれ単独で下されたのではなく、C「御史に下せ」という詔書（これも上奏文Eに再録されている）とD「御史に下す。書到らば言へ」という復命を求める文言が付加された、A+C+Dという形をとったに違いない。¹⁶ 御史大夫はこれを討議の場に提出したのであろう。そうすると手続上、A+C+Dが作成される過程において、御史大夫が介入することは考えられず、これに関わりうるのは尚書令以外には居ないのである。

また、大庭氏も指摘しているように漢代の詔書には「制詔御史」で始まるものが多いが、そうでない場合、例えば郡太守や將軍などに対して直接発せられる事例も多数存在する。次に挙げる『漢書』巻五二・竇嬰伝の武帝時代初期に竇嬰が下獄した際の記事もその一例である。

孝景の時、嬰は嘗て遺詔を受く。曰はく「事に不便な

る有らば、便宜を以て論上せよ」と（注：師古曰はく、その事を論説して天子に上るなり）。繋がるるに及び、……嬰乃ち昆弟の子をして上書して之を言はしめて、召見を得んことを幸ふ。¹⁷ 書奏されて、尚書を案ずるも、大行に遺詔無し。詔書は独り嬰の家に臧されて、嬰の家丞の封あるのみ。乃ち効すらく嬰は先帝の詔を矯めて害あり、罪は棄市に当たると。

右の景帝の遺詔は、実際に景帝により発せられたのか竇嬰により偽作されたのか、ことの真偽は不明ながら、竇嬰個人に与えられたものであり、その授受の過程には景帝と竇嬰と「草制の官」とが関わるのみで、他の官がそこに介入する必然性はない。そしてその存否の確認が御史府ではなく尚書に対して求められたのは、もし遺詔が実際に竇嬰に与えられたのであれば、それは尚書において作成されたからにはほかならない。一般に文書の副本（控え）は、実際に施行される文書を作成する書記官が同時に作成すると考えられているからである。後にも見るように御史府は、丞相府と並んで帝国全土の行政文書が保管されている官庁であり、当然そこにも詔書が保管されていたであろうが、より確実に詔書の存否が確認できるのは、御史府ではなく「草

制の官」たる尚書だったのであろう。参考までに唐代において、中書舍人が起草した制書は皇帝の御画日を記入されたのち、中書省に「案」として保管され、別に一通を写し門下省に送られたという。¹⁷⁾

以上より、前漢の御史大夫が詔書の起草には関わり得ないことが確認されたが、次章では、大庭氏が御史大夫の職掌を表現した「政務執行の原案の作成」という点について検討してみたい。

三、元康五年詔書冊の再検討

元康五年詔書冊とは、宣帝元康五年（年内に改元されて神爵元年、前六一）に、太常卿の蘇昌が夏至の日の諸行事について提案し、その公布を求めたことに対して、宣帝が裁可して全土に発布した詔書である。まずは概要を示そう。

- ① 御史大夫吉、昧死して言ふ、丞相相の上りし大常昌の書に言はく「大史丞定言へらくは『元康五年五月二日壬子は日夏至なり』と。宜しく兵を寝め、大官は井を埒み、水火を更め、鳴鶏に進めんことを。以聞して、当用者に布かんことを諷む」と。●臣謹

んで案ずるに、比原泉御者、水衡は大官の御井を埒み、中二千石・二千石は官をして各々埒み、別火官は夏至に先だつ一日に、除燧を以て火を取り、中二千石・二千石の官の長安・雲陽に在る者に授け。其れ民は皆な受くるに日至を以てして、故火に易へ。庚戌より、兵を寝め、事を聴かざること、甲寅を尽くすまで五日。臣布かんことを請ふ。臣昧死して以聞す。

(以上、一〇・二七と五・一〇)
(三三三・二六)

② 制して曰はく可なり。
③ 元康五年二月癸丑朔癸亥、御史大夫吉、丞相に下す。書を承けて事に従ひ、当用者に下すこと、詔書の如くせよ。

(一〇・三三)

④ 二月丁卯、丞相相、車騎將軍・將軍・中二千石・二千石・郡太守・諸侯相に下す。書を承けて事に従ひ、当用者に下すこと、詔書の如くせよ。少史慶・令史宜王・始長。

(一〇・三〇)

⑤ (以下、張掖太守府↓張掖都尉府↓肩水候官↓肩水候官管轄下の烽燧、という径路でこの詔書が下達されてゆく)

①の前半部(●より前の部分)は、太常の提案が丞相を

経て御史大夫に上程されたことの報告である。「兵を瘦め、大官は井を抒み、水火を更め、鳴鶏に進」むとは、兵事を休み、井戸を浚い、水火を新たなものに代え、鳴鶏の時刻にそれを進める」ことをいう。

①の後半部（●以降の部分）は、太常の提案について、御史大夫がより具体的な実施要項や日程を提示した部分である。「除燧以て火を取」とは「火きりぎね」を用いて火種を得ること、「事を聴かざる」とは政務を休むことである。また「比原泉御者」について、大庭氏は「意味不明」とする。

②は宣帝による裁可の文言。

③は御史大夫から丞相への下達と、公布・実施を求める伝達文言。

④は丞相府から中央・地方の各官庁への下達と、公布・実施を求める伝達文言。

この詔書冊においては、①は太常および御史大夫の提案もしくは請願であり、これに対して②の裁可の文言が付加されることで、①+②が詔書としての公的な効力を付与されることになる。なお繰り返すが、ここから①を上奏した御史大夫が「詔書の起草」を行う「草制の官」だったと解釈することはできない。大庭氏自身が「漢代制詔の形態」¹⁹⁾において明確にその区別を指摘したように、漢代の詔書には

「皇帝が自らの意志で命令を下す」第一形式の詔書と「官僚が発意・献策して、皇帝が認可した結果、皇帝の命令として公布される」第二形式とがある。そして、この詔書冊は第二形式に属するが、筆者が「詔書の起草」と言うのは、第一形式の詔書の文案を練り代筆することなのである。ふたたび唐代の制度を参照するならば、中書舎人が起草する制書は、漢代の第一形式の詔書に相当するであろうし、漢代の第二形式の詔書に相当するものは、唐代においては尚書省から申奏され、皇帝によって「聞」が御画されることで効力を付与される、公式令・奏抄式に規定されているような文書であろう。こうした漢制と唐制の類似は決して偶然ではなく、その間に何らかの沿革があったと考えざるを得ないが、残念ながら現時点では筆者の能力不足ゆえに、この問題については、以上のような指摘をするにとどまる。

本題に戻り、それではこの詔書冊において御史大夫が果たしている役割は何なのだろうか。結論から述べるならば、筆者も大庭氏の「政策原案の作成」という説におおむね賛同する。第一に、桜井氏の旧説の如く丞相とならぶ「行政官」とするのは、この詔書冊にみるような上奏および詔書の下達という文書伝達経路において、官位において丞相

より一等降る御史大夫が、なにゆえ皇帝と丞相の中間に介在しなければならぬかという点がうまく説明できず、したがって、丞相と御史大夫を行政官という同一の範疇で括ることは不適切だと考えるからである。第二に、先述したように草制という職務と政策原案の作成という職務とは別のことがらである以上、御史大夫≠草制官という事実は、決して大庭氏の所説を根本から否定するものではない。なによりも、詔書冊の①後半部において御史大夫が行っていることは、大庭氏の指摘されたように政策の施行細目の提示と解釈するほかないのである。にもかかわらず、ここであらためて元康五年詔書冊をとりあげるのは、冊書中において大庭氏が意味不明とされた部分（①後半部「比原泉御者」）に関して私見を提示し、そこから御史大夫の「政策原案の作成」という職務の一面について、何らかの手がかりが得られるのではないかと考えるからである。

まず注目すべきは、夏至の行事というのは毎年繰返される恒例であり、一々実施案など作成せずとも、先例に従うだけで充分なはずではないかということである。例えば「礼記」月令には、

季夏の月、……、以て土功を興すべからず、以て諸侯

を合すべからず、以て兵を起こし衆を動かすべからず、大事を挙げて以て養氣を揺かす母かれ。

と兵事を罷めることがみえ、「管子」禁蔵篇には、

春三月に当りては、……、燧を鑽りて火を易え、井戸を浚い水を換え、以て毒氣を去る。

と水火を改めることがみえるように、時節こそ異なるが同様の慣習はこれ以前から存在していたのである。詔書冊の太常による提案もいわばこうした伝統的慣例に則ったものであり、この元康五年に至って初めてこうした行事が実施されたのではない。無論、当時の曆では何月何日が夏至にあたるかは年ごとに変動するから、行事日程はそのつど決定せねばならないが、実施される行事自体は前年までのものと何ら違いはなかったであろう。すなわち、この詔書冊において御史大夫は夏至の行事の実施案を一から新たに「作成」したのではないということである。

このような前提に立つならば、大庭氏が意味不明とされた部分を含む①後半の冒頭「●臣謹案比原泉御者水衡扞大官御井……」は次のように解釈できるのでないだろうか。

●臣謹んで「比」を案ずるに、原泉御者・水衡都尉は太官の御井を浚い、……。

ここに言う「比」とは『礼記』王制に、

司寇は刑を正し辟を明かす、……、必ず小大の比を察し、以て之を成す（鄭玄注。小大は猶ほ軽重のことし。已行の故事を比と曰ふ）。

とあるように「故事」のことだと筆者は解釈する。漢代の故事については邢義田氏の研究があるが、邢氏によれば「故事とは過去の前例」であり、「律令・儀制・百官の章奏・歴朝の注記・行政上の不成文的慣例・君臣間の誓約」などを包含するものであった。そして「漢代の日常行政は、多くの場合、律令と故事に依拠」して執行されたとする。『礼記』王制に言う比は断獄の際に参照されるいわゆる決事比（判例）のことだが、注において鄭玄がこれを「比二故事」と敷衍して解釈している点は注目すべきであり、事実、断獄とは関係のない比も史料にいくつか見える。まずは『漢書』卷九八・元后伝にみえる成帝時代の例。

太后の母李親は、（のちに）荀氏の妻たり、一男を生み参となづけ、寡居す。頃侯（王）禁、在りし時、太后、禁をして李親を還さしむ。太后、参を憐れみ、田蚡を以て比と為して之を封せんと欲す（注：李奇曰はく、田蚡と孝景王后と同母異父なるは、封を得る故なり。師古曰はく、比

は例なり）。

これは封爵に関する故事とみてよく、また居延新簡には次のような簡も見られる。

● 其れ生きながら首豪王侯君長将率者一人を捕得せば、□ 吏は秩を増すこと二等、従奴は購を与ふること比の如くす。（EPT二二・二二三）

能く衆兵と俱に追ひて先に陣に登陥し、首一級を斬れば、錢五万を購すること比の如くす。（EPF二二・二二六）

いずれも「捕斬匈奴虜反羌購賞科別」と呼ばれる冊書の一部であり、辺境において軍功を立てた者に対する褒賞について記録したものである。ここにみえる比も、褒賞の基準となるべき故事のことであろう。また、

□ 它既田秋以穀如比 □ （EPT六五・二五六）
という簡もあり、断簡のため記載内容の詳細は不明ながら、そこにみえる比は秋季の田作に関するものと思われる。比二故事と解釈するならば、詔書冊の①における御史大夫の役割は、太常からの提案を受けて夏至の行事に関する故事を調べたのち、これを皇帝に提示することと解釈することができよう。それでは、このような故事を調べて皇帝に提

示するという御史大夫の職務は、当時の官僚機構においてどのような位置づけをされるのだろうか。最後に筆者なりの見通しを述べて、本稿を終えよう。

四、丞相と御史大夫

『漢書』卷一九上・百官公卿表上には、御史大夫の職掌として「丞相に副たるを掌る」とあり、丞相にくらべて御史大夫の位階が一等下ることは、例えば官印では丞相が「金印」であるのに対して御史大夫は「銀印」であり〔百官公卿表上、また官僚人事においても御史大夫から丞相に異動することは恒例だが、その逆の例は存在しないこと〔百官公卿表下〕からも明らかである。丞相という官職は文字通りの意味で官僚機構の頂点なのである。ただし、「丞相に副たる」からといって、御史大夫を丞相の次官もしくは副官と見なすことは適切ではない。

居延漢簡などに見られる太守府や都尉府から発信された文書には、冒頭に発信者として長官たる太守・都尉と並んで、次官たる太守丞・都尉丞の官職名・個人名が記されるが、長官は何らかの理由でしばしば不在であり、その際に

は他の官職にあるものが職務を代行している例が多く見られる。三王世家の上奏文O・Rに現れた「太僕臣賢行御史大夫事」は中央政府における官職代行の一例である。そして現時点で明らかでない限りでは、長官が不在の際にも、次官たる太守丞・都尉丞が長官の代行をするという例は存在しない。すなわち長官の職務は丞以外の誰かが代行し、丞はその長官代行者の下で丞としての職務を行うという原則があったようなのである。ところが『漢書』卷五九・張湯伝には、御史大夫となった張湯が「数々、丞相の事を行ふ」と御史大夫が丞相の職務を代行している例が見えるのである。簡牘史料から想定される原則が正しいとすれば、御史大夫は丞相の次官とは言えないということになるだろう。

丞相と御史大夫はしばしば「丞相・御史」と併称され、また丞相府と御史府は、

吏民の上書して便宜を言ひて、異あれば、輒ち延年に下して平處復奏せしむ。言ひて官試すべき者は、県令と為り、或ひは丞相・御史に除用せらるるに至り、歳満つれば状を以て聞し、或ひは其の罪法に抵て、常に両府及び廷尉と分章す（如淳曰はく、両府とは、丞相・御史府なり）。

〔漢書〕卷六〇・杜延年伝

とあるように「兩府」と総称されるのであり、この兩府が当時の中央政府の中でも抜きんでて重要な存在であったことは、『漢書』卷三九・蕭何伝に見える、沛公劉邦が秦の都咸陽を攻略した際の次の記事からも容易に窺うことができる。

沛公、咸陽に至り、諸將皆な争いて金帛財物の府に走りて之を分かつも、何は独り先に入りて秦の丞相・御史の律令・図書を収めて之を臧す。沛公の具さに天下の阨塞、戸口の多少、疆弱の処、民の疾苦する所を知るは、何の秦の図書を得るを以てなり。

要するに、両者は一面では位階の上下を有しながらも、他面では九卿の上位に並び立つ存在なのだが、それでは丞相と御史大夫の関係はいかなるものなのか。両者を「行政官」として同一視することはできないことは先述したが、まずは丞相もしくは宰相という官職の有する性格を確認しておこう。はじめに『漢書』卷八四・翟方進伝に載せられた前漢後期成帝時代の翟方進の上奏文から。

春秋の義、上公を尊びて之を宰と謂ひ、海内は統べざる無し。丞相、聖主に進見するに、御坐より為めに起ち、輿に在りては為めに下る（注・師古曰はく、『漢旧儀』に云ふ、

皇帝、丞相を見て起ち、謁者は贊称して曰はく「皇帝、丞相の為に起つ」と。起立して乃ち坐す。皇帝、道に在りては、丞相迎謁すれば、謁者贊称して曰はく「皇帝、丞相の為に輿より下る」と。立ちて乃ち車に上る）。

これによれば丞相は「海内統べざる無」き権限を有しており、皇帝からも単なる臣下に対するものではない、並々ならぬ丁重な扱いを受けるべき存在とされている。さらにもた『漢書』卷四〇・陳平伝に見える文帝時代の記事には次のようにある。

上、益々国家の事に明習して、朝して右丞相（王）勃に問ひて曰はく「天下の一歳の決獄は幾何ぞ」と。勃知らざるを謝す。問ふ「天下の錢穀、一歳の出入は幾何ぞ」と。勃又た知らざるを謝す。……上亦た左丞相（陳）平に問ふ。平曰はく「主者あるなり」と。上曰はく「主者は誰たるか」と。平曰はく「陛下即し決獄を問はんとせば、廷尉を責めよ。錢穀を問はんとせば、治粟内史を責めよ」と。上曰はく「苟くも各々主者あらば、君の主る所は何事なるか」と。平謝して曰はく「主臣。陛下、其の驚下なるを知らずして、罪を宰相に待たしむ。宰相なる者は、上は天子を佐けて陰陽を理め、

四時を順へ、下は万物の宜を遂げ、外に四夷諸侯を填撫し、内に百姓を親附し、卿大夫をして各々其の職に任ずるを得せしむなり」と。上、称善す。

この陳平の言葉によれば、宰相とは「天子を佐けて」とはいうものの、その管掌範圍は人事のみならず陰陽万物にまで及ぶものであり、翟方進の発言とあわせると、少なくとも理念上は、宰相は君主に限りなく近く並び立つ存在だと認識されていたことが窺われる。

だがしかし天下国家は君主の天下国家であり、断じて宰相の支配するところであつてはならず、そのためには政令のよつてきたる源泉はあくまで君主でなければならぬ。そして君主が政令の源泉たるその根柢は、天命などといった理念的な問題はさておき現実の上では、なによりも法令の公布者たることである。では公布された法令は秦漢時代においてどのように管理されていたのだろうか。宮宅潔氏によれば、当初、法令はそれが下達された官庁において個別に集成されたため、各々の官庁には関連法令のみが保管されることになり、全官庁に齊一な統一された法令集といったものは存在しなかつたという。雲夢秦簡・秦律十八種・尉雜律に、

歳ごとに辟律を御史に於いて讎せ。

と「毎年、刑律を比較対照して誤りを訂正せよ」との規定があるのは、そうした不統一さを補うための措置だったのである。そして、こうした作業が行われるのが御史の所であることは注目される。すなわち御史は君主の下で、その権力の根柢たる法令を統一的に管理する機能を担つていたのであり、故事を調べて政策原案を提示するという職務もこうした機能に由来するものなのであろう。以上をまとめると、宰相(丞相)が少なくとも理念上は百官を率いて、陰陽万物を統御することを背景として、ほとんど君主(皇帝)に並び立つほどの權威を有していたのに対して、御史大夫は法令や故事を管理し、政策原案を提示して君主の政治的判断を助けることで、君主が宰相に——やや奇異な表現だが——対抗する一助となつていたのである。言葉を換えてやや俗な表現をするならば、臣下としてほぼ同等の地位にありながらも、丞相は官僚の頂点として上から官僚機構を統率するのが本分であるのに対して、御史大夫はあくまで皇帝を下から支えることが本分である、という相違であらうか。

結語

以上、前漢の御史大夫について卑見を述べてきたが、遡れば御史大夫という官職が史料に現れるのは、『史記』卷六・秦始皇本紀に、

秦王、初めて天下を并せて、丞相・御史に令して曰はく「……今、名号更まらざれば、以て成功を称して後世に伝ふる無し。其れ帝号を讓せ」と。丞相綰・御史大夫劫・廷尉斯ら皆な曰く、……。

とあるのが初出であり、この時点で御史大夫はすでに丞相に次ぐ地位を有している。ただし、その官名の由来について『漢書』百官公卿表上に、

御史大夫は秦官なり（応劭曰はく、侍御史の率なれば、故に大夫と称すと云ふ）。

とあるのは、先秦時代のいつ頃かは不明ながら御史大夫が設置された当初には、その地位が宰相はおろか卿よりも下の大夫だったことを示唆する。その御史大夫が統一秦から前漢にいたって、九卿を超えて丞相と並ぶ官職にまでその地位を高めたことは、その後の中国官制史上にしばしば見られる、当初は位階の低い皇帝の側近でしかなかった官職

が、時を経て位階が上がり政府の中樞を占めるようになるという類型の最初の事例と言つてよい。そして御史大夫に続いて、こうした類型に当てはまるのが尚書と前漢後半期の中朝の一員である侍中であり、いずれもが後漢の官僚機構において重要な位置を占めるようになる。この点については、大庭脩氏が示した「御史から尚書へ」という見通しは正鵠を射ているのである。

ところで、これもまた中国官制史上にしばしば見られることだが、ある官職は官名改称を経ないにもかかわらず、職掌や官僚機構における位置づけが大きく変化することがあり（例えば尚書の位置づけは漢代と唐代とは全く異なる）、一方で官名改称を経つてもその職務にはさほど変化が見られないこともある。

先述したように御史大夫は、前漢末期から後漢初期にかけて司空へと改称されたが、『周礼』地官・大司徒に、

大司徒の職は、建邦の土地の図と其の人民の数とを掌る（注：土地の図は、若今（＝後漢）の司空の郡國輿地図の若し）。

と後漢の司空が輿地図を管理していたことが見えており、また『後漢書』光武帝紀下には、

大司空融・固始侯通・膠東侯復・高密侯禹・太常登ら

議を奏して曰はく「古へ諸侯を封建して、以て京師に藩屏たらしむ。……兄弟諸子を封立するは、旧章に違はず。……宜しく盛夏の吉時に因りて、号位を定め、以て藩輔を広め、親親を明らかにし、宗廟を尊び、社稷を重んじ、古に応じ旧に合して、衆心を厭塞すべし。臣請ふらくは大司空は輿地図を上り、太常は吉日を捉び、禮儀を具せんことを」と。制して曰はく「可なり」と。とあるように、光武帝の兄弟子弟の諸侯王封建にあたっては、三王世家の御史大夫と同様に、司空が輿地図を奉ることが示されている。また後漢においては太尉・司徒（もとの丞相）・司空が三公として鼎立する体制であるにも関わらず、

詔して曰はく「……県国の長吏を置くに足らず并合すべき者は、大司徒・大司空二府に上れ」と。
〔後漢書〕光武帝紀下）
司徒臣雄・司空臣戒、稽首して言ふ「……、臣請ふらくは、魯相は孔子廟の爲めに百石卒史一人を置き、礼器を領するを掌らしめ、王家の錢を出だし、犬酒の直を給し、他は故事の如くせんことを。臣雄・臣戒、愚懇誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪、臣稽首して以聞す」

と。制して曰はく「可なり」と。

〔隸釈〕卷一・孔廟置守廟百石孔鮒）
などのように、太尉を除外して司徒・司空を前漢の丞相・御史のように併称する事例が見られるのである。これを先の輿地図の事例と考え合わせると、果たして御史大夫から司空への改称とは、内実を伴ったものであったのか否かという点については、なおも検討の余地があるように思われるが、この問題には三公制度の形成、さらには前漢官僚機構から後漢官僚機構への継承と変化は如何という、広い視野を見ずえ取り組む必要がある。今後の課題としたい。

注

- (1) これら以外の後漢をはじめとする王朝では、おおむね御史中丞がその長官であり、また清においては都察院左都御史が長官となる。清・紀昀等『歴代職官表』卷一八参照。
- (2) 桜井芳朗「御史制度の形成(上・下)」(『東洋学報』二二二・三および二二四、一九三六年)。
- (3) 桜井氏の目的は、あくまで「監察制度の起源」としての秦漢御史制度にあったから、監察官ならざる御史大夫がその考察の対象から外されたことは当然ではある。ただし一方で、御史大夫は監察官ではなく行政官であると断じた桜井

氏の説は、当時においては卓見であった。なぜなら当時は、秦および前漢では丞相・太尉・御史大夫が、それぞれ行政・軍事・監察を分担していた、つまり御史大夫は監察官との解釈が一般的だったからである。例えば概説書ではあるが、市村瓚次郎『東洋史統』巻一（富山房、一九三九年）、『東洋文化史大系』二・漢魏六朝時代（誠文堂新光社、一九三八年）の「制度と社会・漢代の官制」など。

(4) 大庭脩「居延出土の詔書冊」（秦漢法制史の研究）創文社、一九八二年、論文の初出は一九六一年、同「史記三王世家と漢の公文書」（同書、初出は一九六二年）、同「漢王朝の支配機構」（同書、初出は一九七〇年）。

(5) 例えば西嶋定生「中国の歴史」二・秦漢帝国（講談社、一九七四年）など。

(6) なお、芮和蒸「西漢御史制度」（嘉新水泥公司文化基金會、一九六四年）は、御史大夫に関しても多方面から史料を博搜しており参考にはなるが、それ故にかえって焦点がぼやけてしまったという感が否めず、大庭氏のように御史大夫の本質に迫るものではない。

(7) 以下の引用は「漢王朝の支配機構」（注（4）前掲）から。

(8) 拙稿「前漢後期における中朝と尚書―皇帝の日常政務との関連から―」（『東洋史研究』六四―二、二〇〇五年）第三章「皇帝の政務と尚書」参照。

(9) なお中書舍人以外にも、翰林学士が王言の起草を行うこともある。例えば『唐会要』卷五七・翰林院の「開元の初め

置く。已前は内の文書を掌る。武徳已後、温大雅……上官儀らありて、時に召され入りて制を草すも、未だ名目あらず、乾封已後、始めて北門学士と号す」という記事がそれに当たる。

(10) 仁井田陞「唐令拾遺」（東京大学出版会、一九六四年復刻）、仁井田陞・池田温「唐令拾遺補」（東京大学出版会、一九九七年）、中村裕一「唐代制勅研究」（汲古書院、一九九一年）、同「唐代公文書研究」（汲古書院、一九九六年）等参照。

(11) 本稿では適宜中略したが、大庭脩「史記三王世家と漢の公文書」（注（4）前掲）に原文と注解が、また永田英正「漢代の集議について」（『東方学報京都』四三、一九七二年）には書き下し文と注解が示されている。

(12) O・Rに見える「太僕臣質行御史大夫事」とは、太僕を本官とする公孫賀が御史大夫の職務を一時的に代行していることを示す。

(13) 「報下」とは、皇帝が臣下からの上奏文に目を通した後に、それを官僚に下して審議・実施させるときの手続きであり、「事下某官」「章下某官」等とも表現される。三王世家のC「御史に下せ」も同様である。

(14) なお石建が見たものが、彼が上奏し皇帝から報下される過程において第三者によって作成された「写し」であったらば、との仮定は成立しがたい。それが「写し」であったならば、彼が恐懼する理由など無いからである。また長吏の発する文書は普通その属下の書記官が筆写するが、この場合は石

建が自ら筆写したのであろう。彼が自身の筆跡による誤字を発見してこそ、この挿話は彼の並外れた謹直さを示すエピソードとして意味を持つ。

- (15) 「漢書」巻七四・魏相伝の宣帝時代の記事には「故事では、諸所上書する者は皆な二封を為して、其の一に署して副と曰ひ、尚書を領する者、先に副封を發いて、言う所不善なれば、屏去して奏せず」とあり、上奏文は正副の二通が作成・奏上されたとする。「領尚書」は武帝ののち昭帝時代にいたつて初めて現れた職であり、この「故事」の規定が武帝時代にまで遡れるかは確証がないが、もしそうなら、三王世家においても霍去病の上奏文Aには正副の二通があり、一通が御史に下され、もう一通が宮中に保存するための「控え」とされたことになるだろう。

- (16) 後掲の元康五年詔書冊に如実に表れているように、ある案件を複数の官署間で順次伝達してゆく際には、最初に発せられた文書の後ろに、中途の官署で作成された文書（簡牘）を順次添付してゆくという形式をとる。

- (17) 注(9) 前掲書参照。

- (18) 大庭脩「木簡」(学生社、一九七九年)一三七頁参照。

- (19) 大庭脩「漢代制詔の形態」(同「秦漢法制史の研究」注(4) 前掲書) 参照。

- (20) 陳槃「夏至寝兵更水火不聽事五日及其它」および「別火官」(「漢晋遺簡識小七種」台湾中央研究院歷史語言研究所一九七四年)、および于豪亮「居延漢簡叢書」(「于豪亮學術文存」

中華書局 一九八五年)「陰燧取火」の項参照。

- (21) 邢義田「從「如故事」和「便宜從事」看漢代行政中的經常与權變」(同「秦漢史論稿」東大圖書公司、一九八七年) 参照。

- (22) 「捕斬匈奴虜反羌購賞科別」に関しては、いくつかの研究があるが、いまは藤田高夫「漢簡中に見える軍功賞賜について」(「古代文化」四五一七 一九九三) を挙げるにとどめる。

- (23) 官宅潔「漢令の起源とその編纂」(「中国史学」五、一九九五年) 参照。